

債権調査の結果について（お知らせ）

平成27年4月13日

債権者各位

破産者 株式会社 クラヴィス
破産管財人 弁護士 小松陽一郎

平素は、破産者株式会社クラヴィスの破産手続にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、債権者の皆様からご提出いただきました破産債権届出書は、破産管財人により届出債権の調査を行い、裁判所に認否書を提出いたしました。

本件破産事件における債権調査期間は、平成27年4月13日から同年4月20日までと定められております。破産管財人作成の認否書は、債権者であれば、大阪地方裁判所第6民事部のほか、破産管財人室コールセンターでも閲覧することができます。

※ 破産管財人が異議を述べる届出債権については、下記【債権調査結果の概要】3に記載しているとおり、「異議通知書」を当該届出債権者に郵送して届出債権を認めない旨を個別に通知します。

従いまして、異議通知書が届かなかった場合は、原則として破産管財人において届出債権の全額を認めておりますので、ご自身の債権に関する認否結果について、特段の確認は不要とご理解いただいて結構です。

なお、破産債権届出書に記載されたご住所・お名前等について、その後、変更がある場合は所定の手続きが必要ですので、破産管財人室コールセンターへご連絡くださいますようお願いいたします。

【債権調査結果等の概要】

1. 破産債権届出書にあらかじめ記載された債権額を訂正せずに届出をされた場合

(1) 原則として、届出額の全額を認めています。
(2) 例外として、以下に該当する場合、届出額の全部又は一部を認めていない場合があります。

- ① 書類が不足しているなどの不備がある場合（相続関係や委任関係の書類が主）
- ② 執行等により弁済済みであることが判明した場合
- ③ S M B C コンシューマーファイナンス株式会社等からの弁済が判明した場合
- ④ 債務名義の存在が判明し債務名義からの計算結果と額が異なる場合

2. 破産債権届出書にあらかじめ記載された債権額を訂正して届け出られた場合

届出額の全部又は一部を認めていない場合があります。

3. 異議通知書について

上記1(2)や2の場合、対象となる皆様には、上記債権調査期間内に「異議通知書」を発送して、届出債権を認めていない旨を個別に通知します（通数が多いため、お手元に届く日は、ばらつきがあります。）。

この異議通知書を受け取られた方であっても、書類の訂正や、不足書類の追加提出等により異議を撤回できる場合もあります。異議通知書が届いた場合は、内容をよくお読みください。

4. 破産債権の確定までの流れ

(1) 破産管財人が届け出られた債権額の一部又は全額を認めなかった場合（異議）

異議に不服の場合は、裁判所に査定申立て又は訴訟受継の手続きを行うことが必要です。何もなさらなかった場合は、認められた金額にて確定します。査定申立又は訴訟受継により、届出債権額の全部又は一部が認められた場合は、認められた範囲で配当手続に入ります。債権額がゼロで確定した場合は、配当なしという結果になります。

(2) 破産管財人が届け出られた債権額の全額を認めた場合（特に通知はありません）

他の債権者から異議がなければ、届出額により債権額が確定します。

5. 配当手続きについて

なお、債権者の皆様に対する配当手続は、今後、全ての破産債権が確定し、さらに破産財団に属する資産の換価が全て完了した後に実施する予定です。資産の換価にはまだ一定程度の時間を要する見込みであり、現時点では配当率及び配当の時期ともに未定です。配当実施の際は、事前に通知・公告にて債権者の皆様にお知らせいたします。

以上